

〈就労継続支援 A 型〉

【令和7年4月1日現在】

事業所名	らくらワークス		
事業の種類	就労継続支援 A 型（多機能型）	事業所番号	第 1711410397 号
事業所の所在地	石川県河北郡津幡町字中橋イ 55 番 6		
事業所連絡先	076-213-6737	管理者名	西 井 嶽
運営方針	<p>事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能な者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行う</p> <p>事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。</p>		
サービス内容	<p>個別支援計画の作成</p> <p>雇用契約の締結による就労の機会及び生産活動の機会の提供</p> <p>就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練</p> <p>施設外支援及び施設外就労の支援・実施</p>		
利用定員	10名		
営業日	<p>月曜日から金曜日</p> <p>ただし12月31日から1月3日、その他管理者が運営管理等により休業と決めた日を除く</p>		
営業時間	午前8時00分～午後5時00分		
サービス提供時間	午前8時00分～午後4時00分		
従業者の職種・員数	管理者1名(兼務)、サービス管理責任者1名(兼務)、生活支援員1名以上、職業指導員1名以上		
事故発生及び緊急時の対応について	<p>① 障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して対応した処置を記録します。</p> <p>② 障害福祉サービス提供中に入居者の病状の急変が生じた場合やその他必要な場合には、速やかに当該入居者の家族及び主治医又は協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じます。</p> <p>③ 当事業所において、事業者の責任により、利用者に生じた損害については、速やかにその損害を賠償いたします。</p>		
苦情相談窓口	<p>窓口：らくらワークス</p> <p>担当者：サービス管理責任者 酒本陽子</p> <p>連絡先：076-213-6737</p>		
第三者評価の実施状況	当事業所は、石川県福祉サービス第三者評価を受診していません。		
協力医療機関等	あがた内科クリニック（内科） 石川県河北郡津幡町字御門い14番3 TEL：076-254-6665		
利用料 (別紙参照)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める費用の額		
その他の費用	<p>① 昼食代（1食） 650円（所得により加算対象となる方は350円）</p> <p>② その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められるものの実費</p>		
施設利用に関する留意事項	<p>利用者は、宗教活動、政治活動、営利活動、飲酒、暴力等、他の利用者に迷惑を及ぼすような行為をしてはならない。また、以下のことに留意するものとする。</p> <p>(1) 利用者は、管理者や生活支援員等と協力し、施設内の秩序を保ち相互親睦に努める。</p> <p>(2) 利用者は、施設内の清潔・整頓、その他の環境衛生の保持のために協力する。</p> <p>(3) 利用者は、外出する場合は事前に事業者へ届け出る。</p> <p>(4) 利用者は、指定場所以外での喫煙をしない。</p> <p>(5) 利用者は、お互いに金品の貸し借りをしない。</p>		